

岐阜県公報

第千九百三十八号
平成二十年四月十五日
(火曜日)

目次

告示

- 有害図書類の指定 (男女参画青少年課) 二七五^{ページ}
- 救急医療施設の委嘱 (医療整備課) 二七六
- 道路の供用開始 (道路維持課) 二七六
- 道路の区域変更 (同) 二七六
- 関都市計画公園事業の認可 (街路公園課) 二七七

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二七七
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 二七七
- 基本測量の実施 (用地課) 二七八
- 基本測量の終了 (同) 二七八
- 公共測量の終了 (同) 二七八
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 二七九
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 二八〇
- 土地改良区の定款の変更認可 (同) 二八三

告示

岐阜県告示第三三二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第二項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	漫画英語ナックルス	2008. 5月号	ニッポン出版(株)
	DVDグラフィガ	2008. 5月号	(株)MCプレス
	ビデオボーイ	2008. 5月号	(株)ジーオータイ
	DVD DOKAN	2008. 5月号	曙出版(株)
	夜遊G隊	2008. 5月号	(株)サンゾー社
	チャンピロード	2008. 5月号	(株)笠倉出版社

2 指定年月日

平成20年4月14日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百三三号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十年四月二日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 有 効 期 限
岐阜中央病院 岐阜市川部三丁目二五番地 平成二三・四・一

岐阜県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	神原線 西津汲線	揖斐郡揖斐川町小津字下辻川北三六一番三地从先から同郡同町同字同三六二番三地从先まで	四九・二	平成二〇・四・一五	平成一九・四・三

岐阜県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後（メートル）	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	善師野線 多治見線	多治見市大藪町字迫間洞一九七九番六地先地内	前 一八・〇 後 一四・八	三・八	六九・〇	

岐阜県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	三百六十号	中津川市中津川字餅穴三八五五番二地从先から同市同字同三八五八番二地从先まで	一四五・七	平成二〇・四・一五	平成一八・八・八

岐阜県告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により関都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
関市

二 都市計画事業の種類及び名称

関都市計画公園事業 6・6・1号 中池公園

三 事業施行期間

平成二十年四月十五日から

同 二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 関市黒屋字池下、東黒屋 大洞口の一部、塔ノ洞字西ヶ洞、岩本、新

川、廻り戸の一部

使用の部分 なし

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年三月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふママネット

三代 表 者 の 氏 名 藤村 良弘

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良福光二六五八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、教育や雇用、環境、福祉等の問題を抱えている地域の住民に対して、女性の地位向上、就業支援

男女共同参画を推進する上で必要な調査・研究・分析等を行うとともに、情報提供、諸問題の解決、教育、助言支援、環境保全、健康増進、相談に関する事業を行い、地域の活性化に寄与する事を目的とする。

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年四月十五日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年四月四日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー垂井店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十年十一月二十七日
五 店舗面積

一、四六二平方メートル

六 駐車場の収容台数

八二台

七 荷さばき施設の面積

二二平方メートル

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

三 作業期間

平成二十年四月七日から

同 二十一年三月二十七日まで

四 作業地域

県内全域

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

三 作業期間

平成十九年四月九日から

同 二十年三月二十四日まで

四 作業地域

県内全域

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

三 作業期間

平成十九年五月一日から

同 二十年三月二十四日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所長から次のとおり
公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十

四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成十九年度杭瀬川築堤護岸詳細設計業務）

三 作業期間

平成十九年六月二十一日から

同 二十年二月二十日まで

四 作業地域

大垣市静里町、南若森町及び若森町（一級河川杭瀬川右岸堤河川距離標六・八キロポストから八・八キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標六・八キロポストから八・八キロポスト地域）

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市丹生川町折敷地の一部（折敷地（Ⅴ））

三 調査を行った期間

平成十七年度及び平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

五 岐阜県高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍図
岐阜県高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍簿
認証年月日
平成二十年四月十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市朝日町立岩の一部（立岩（Ⅰ））

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（朝日町立岩の一部）の地籍図

岐阜県高山市（朝日町立岩の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年四月十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市大字坂下の一部（島井田）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年四月十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市大字坂下の一部（高峰山Ⅱ）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年四月十五日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市山岡町大字馬場山田の一部（山田（4））

三 調査を行った期間

平成十二年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（山岡町大字馬場山田の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（山岡町大字馬場山田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年四月十五日

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
養老町小坪土地改良区	平成二〇・三・三	理事	方野政俊	養老郡養老町大巻 五四七三番地
		同	加藤弘美	同 大巻 二二五七番地

就任した役員

土地改良区 養老町小坪
平成20・E・1
良区改

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
同			伊 藤 衛	海津市南濃町駒野 八六三番地三
同			山 田 義 男	養老郡養老町大巻五四六三番地四の二
同			七 里 栄	同 大巻 五五一五番地二
同			七 里 善 孝	同 大巻 五五六〇番地二
同			伊 藤 利 光	海津市南濃町駒野 一一四〇番地二
監事			山 田 年 彦	養老郡養老町大巻 五四七〇番地
同			山 田 常 夫	同 大巻 五四六三番地八
同			西 脇 文 男	海津市南濃町駒野 七〇四番地
理事			伊 藤 克	養老郡養老町大巻 五八二〇番地一
同			山 田 常 夫	同 大巻 五四六八番地八
同			伊 藤 良	海津市南濃町駒野 八七一番地
同			山 田 年 彦	養老郡養老町大巻 五四七〇番地
同			加 藤 信 夫	同 大巻 五四六五番地二
同			水 谷 芳 隆	同 大巻 五六六七番地一
同			片 山 勝	海津市南濃町駒野 一〇七九番地一
監事			七 里 善 孝	養老郡養老町大巻 五五六〇番地二
同			七 里 栄	同 津屋 二一八五番地一
同			伊 藤 茂 弘	海津市南濃町羽沢 二八二番地

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田

肇

退任した役員

土地改良区 下池西部
平成20・三・三
区地改良

就任した役員

土地改良区 下池西部
平成20・四・一
区地改良

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
同			竹 中 孝 道	海津市南濃町志津 一九五七番地三
同			星 野 勇 生	同 津屋 一六五〇番地
同			日 比 幸 義	同 戸田 九四一番地
同			大 橋 幸 雄	同 徳田 二六九番地一
同			三 輪 和 弘	同 庭田 八〇二番地
同			伊 藤 治 生	同 駒野 一六七番地一
同			古 川 久 三	上野河戸一八五番地
同			伊 藤 勝 美	同 奥条 二八六番地五
同			藤 田 博 己	同 津屋 二二八五番地一
同			古 市 幹 夫	同 庭田 七六六番地
同			高 木 武 雄	同 駒野 二六一番地
監事			藤 田 博 己	同 津屋 二二八五番地一
同			伊 藤 勝 美	同 奥条 二八六番地五
同			古 川 久 三	上野河戸一八五番地
同			伊 藤 治 生	同 駒野 一六七番地一
同			三 輪 和 弘	同 庭田 八〇二番地
同			大 橋 幸 雄	同 徳田 二六九番地一
同			日 比 幸 義	同 戸田 九四一番地
同			星 野 勇 生	同 津屋 一六五〇番地
同			竹 中 孝 道	海津市南濃町志津 一九五七番地三
理事			竹 中 孝 道	海津市南濃町志津 一九五七番地三
同			星 野 勇 生	同 津屋 一六五〇番地
同			日 比 幸 義	同 戸田 九四一番地
同			大 橋 幸 雄	同 徳田 二六九番地一
同			三 輪 和 弘	同 庭田 八〇二番地
同			伊 藤 治 生	同 駒野 一六七番地一
同			古 川 久 三	上野河戸一八五番地
同			伊 藤 勝 美	同 奥条 二八六番地五
同			藤 田 博 己	同 津屋 二二八五番地一
同			古 市 幹 夫	同 庭田 七六六番地
同			高 木 武 雄	同 駒野 二六一番地
理事			竹 中 孝 道	海津市南濃町志津 一九五七番地三
同			星 野 勇 生	同 津屋 一六五〇番地
同			日 比 幸 義	同 戸田 九四一番地
同			大 橋 幸 雄	同 徳田 二六九番地一
同			三 輪 和 弘	同 庭田 八〇二番地
同			伊 藤 治 生	同 駒野 一六七番地一
同			古 川 久 三	上野河戸一八五番地
同			伊 藤 勝 美	同 奥条 二八六番地五
同			藤 田 博 己	同 津屋 二二八五番地一
同			古 市 幹 夫	同 庭田 七六六番地
同			高 木 武 雄	同 駒野 二六一番地

同	伊藤勝美	同	奥条	二八六番地五
監事	藤田博己	同	津屋	二二八五番地一
同	古市幹夫	同	庭田	七六六番地
同	高木武雄	同	駒野	二六一番地

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土岐市	平成二〇・三・三	理事	高木徳光	養老郡養老町高田 一一一四番地一
同	同	同	中川 實	同 六二〇番地
同	同	同	小野正雄	同 四六四番地一六
同	同	同	小野義美	同 五八九番地二
同	同	同	細川策衛	同 四三〇番地
同	同	同	若山敏雄	同 三七五番地
同	同	同	森川菊夫	同 八一一番地一
同	同	同	小野清次	同 五〇七番地
同	同	同	小野俊男	同 五八四番地
同	同	同	川瀬伊幸	同 一〇三五番地
同	同	同	小野長榮	同 一〇二七番地三
同	同	同	西脇庄市	同 一〇六九番地三

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土岐市	平成二〇・四・一	理事	小野俊男	養老郡養老町高田 五八四番地
同	同	同	小野長榮	同 一〇二七番地三
同	同	同	近藤由明	養老郡養老町烏江 二九八番地八
同	同	同	小野義美	同 五八九番地二
同	同	同	細川策衛	同 四三〇番地
同	同	同	佐藤正之	同 八〇一番地
同	同	同	伊藤幸男	同 三五六番地
同	同	同	小野正光	同 五五五番地
同	同	同	川瀬幸男	同 一〇三二番地一
同	同	同	川瀬敏博	同 一〇九六番地
同	同	同	上田 均	同 一〇八一番地
同	同	同	安田信由	同 六四六番地
同	同	同	細川清美	養老郡養老町上ノ郷 二二八番地
同	同	同	平井金吾	同 一三三一番地一
同	同	同	伊藤勝美	同 高田 三七〇番地二
同	同	同	久保田八郎	同 岩道 二二一番地

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規

定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土岐地区	平成 二〇・三・三	理事	安部 正博	養老郡養老町釜段 六八七番地
釜駒土地改良区	平成 二〇・三・三	同	横山 富雄	同 七五一番地
同	同	同	横山 繁樹	同 七五八番地
同	同	同	片野 誠	同 七八六番地
同	同	同	桑原 賢二	海津市南濃町駒野新田五三六番地二
同	同	同	加藤 功	同 四一四番地一
同	同	同	川瀬 國男	同 五五三番地二
同	同	同	桑原 茂明	同 五五八番地
同	同	同	高木 栄	同 五六八番地二
同	同	同	横山 貞光	同 八〇七番地
同	同	同	片山 宗七	海津市南濃町駒野 八七七番地
同	同	同	伊藤 英巳	同 二八六番地五

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土岐地区	平成 二〇・四・一	理事	横山 富雄	養老郡養老町釜段 七五一番地
釜駒土地改良区	平成 二〇・四・一	同	横山 繁樹	同 七五八番地
同	同	同	片野 誠	同 七八六番地
同	同	同	安部 正博	同 六八七番地
同	同	同	川瀬 厚美	海津市南濃町駒野新田五二六番地二

同	加藤 功	同	四一四番地一
同	川瀬 國男	同	五五三番地二
同	川瀬 龍祝	同	五七〇番地二
同	桑原 賢二	同	五三六番地二
同	横山 貞光	養老郡養老町釜段	八〇七番地
同	菱田 章	海津市南濃町駒野	三二六番地一
同	古川 清幸	同	上野河戸四三五番地二

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
下 池 東 部 土 地 改 良 区	平成二〇・四・一

平成二十年四月十五日印刷
平成二十年四月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県岐阜市
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)